

~生徒のみなさんへ~

これは、あなたのお父さんやお母さんへの大切なお知らせです。必ずお家へ持って帰って渡してくださいね

# 就学援助申請をされる保護者の方へ

大阪市立柴島中学校

事務室

☎06-6322-2566

## — 就学援助申請の締切日が近づいています —

以前からお知らせしていますとおり、平成28度の就学援助費の申請受付締切日は、

税情報の活用を希望する方※は5月16日(月)、それ以外の方は6月30日(木)です。

(※申請理由が①非課税か②特別な事情のみ利用可)

申請を予定されている方で、まだ関係書類を出されていない場合は、お早めにご提出ください。

なお、申請に関するパンフレットおよび申請書につきましては既にお子さんを通じてお渡ししていますが、汚れたりなくされた方につきましては、その旨ご連絡ください。

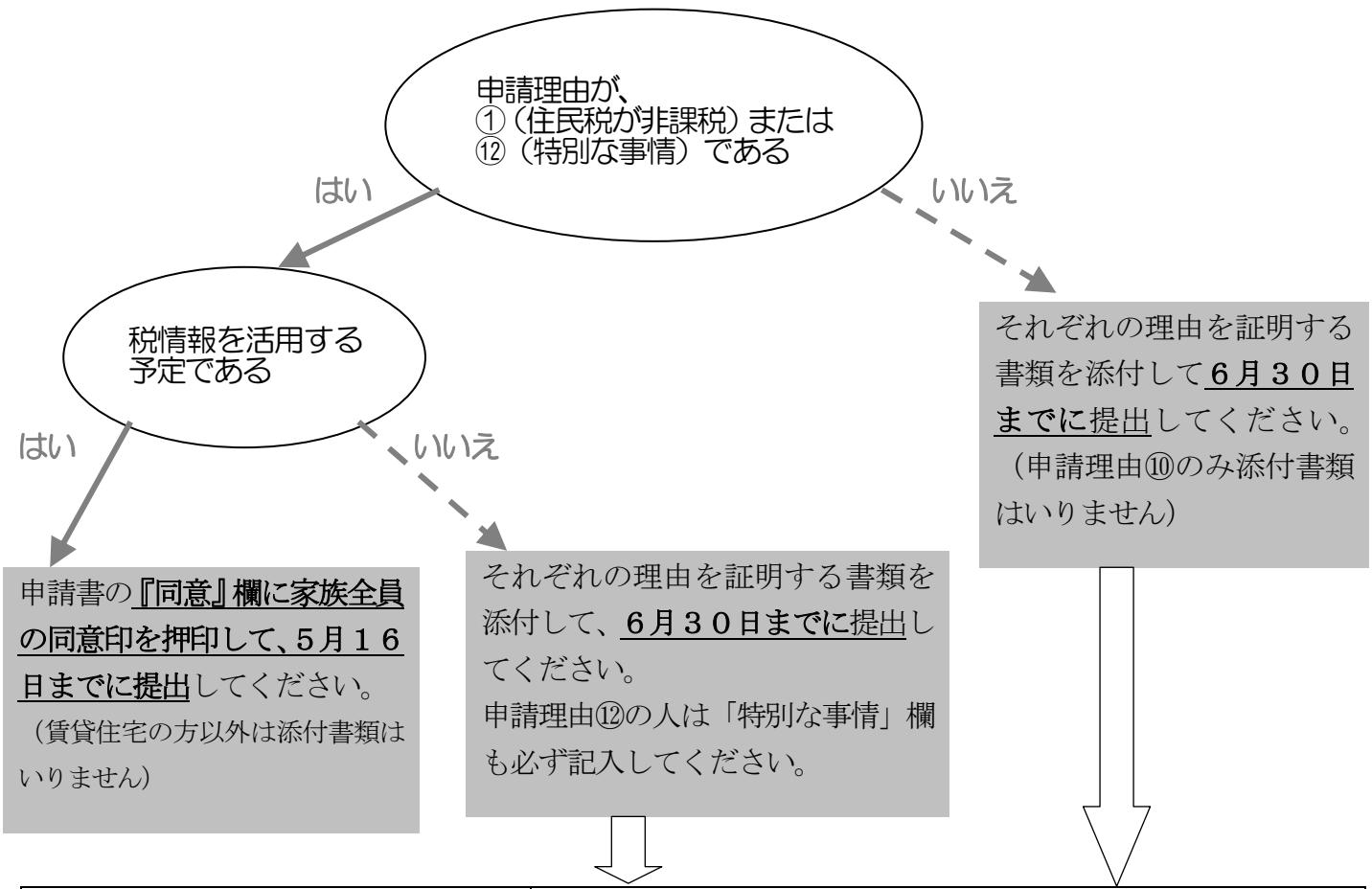
★★ 1年生は、「入学準備用品購入申出書」と領収書および「就学援助費口座振替申出書」も合わせてご提出ください。

★★ 申請理由⑫「特別な事情」により申請される方で、住宅の形態が「借家等（賃貸契約）」を選択された場合は、賃貸契約書や家賃決定通知書など、申請者がその住居の賃貸契約者であることを証明する書類が必要です。上記書類の提出がない場合には、「持家」の所得目安にて審査されますので、ご注意ください。

★★ 紛失・行き違いなどのトラブルを避けるため、申請はできる限り保護者の方の持参または郵送でお願いします。直接、来校される際は念のため印鑑をお持ちください。

裏面もご覧ください。

# あなたはどっち？



申請理由（お知らせより一部抜粋）	必要な証明書類
①市民税が非課税または減免された方 (右の書類のいずれか)	市民税府民税証明書（区役所で発行） 市民税府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（職場を通じて） 市民税府民税納税通知書兼税額変更（決定）通知書
④国民年金保険料を減免された方	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書
⑤国民健康保険料を減免・猶予された方	国民健康保険料（変更）決定通知書 ※ただし、被保険者氏名欄に世帯全員の氏名が記載されているもの
⑥児童扶養手当の支給を受けている方	児童扶養手当証書（市長印が押されているページ）
⑩生活保護を受けている方	証明書類は必要ありません
⑫ ①～⑪には該当しないが、特別な事情のため経済的に困窮している方 (右の書類のいずれか)	平成28年度 市民税府民税証明書 平成28年度 市民税府民税特別徴収税額の決定・変更通知書 平成28年度 市民税府民税納税通知書兼税額変更（決定）通知書 ⇒「特別な事情」欄への理由の記入

※上記書類は生計を一にする世帯全員分（18歳以下は除く）が必要です。（扶養に入られている方やご同居されている祖父母の方も必要です）